

2015.4

PL Report <2015 No.1>

国内の PL 関連情報

震災発生時の製品事故の発生を NITE が注意喚起

(2015 年 2 月 26 日 製品評価技術基盤機構)

東日本大震災の発生から 4 年が経過するのを機に、(独) 製品評価技術基盤機構 (以下、NITE) は、2 月 26 日付のニュースリリース「震災発生時の製品事故の防止 (未然防止・拡大防止) (注意喚起)」を発行し、消費者に対して、震災発生時の事故の未然防止と被害の拡大阻止に向けて常日頃からの事前準備の必要性を訴えた。

NITE は、東日本大震災における火災発生状況に関する公開情報、および NITE に報告された同震災に関連する製品事故情報について調査・分析。それによれば、震災において電気に関して生じたと考えられる火災は 133 件発生しており、そのうちの 60 件が電熱器具や電源プラグ・コード等によって発生したものであるという。

ニュースリリースではこれらの事故事例を紹介すると共に分析結果をもとに、消費者に対して「日頃から注意する点」「震災発生時の対応」「電気・ガスが復旧したときに注意する点」の三つの場面に分けて注意喚起を行っている。詳細は以下の URL を参照。

<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2014fy/prs150226.html>

ここがポイント

本ニュースリリースは、消費者に向けた震災時の事故発生防止の注意喚起であるため、挙げられている主な対策は、電源プラグを抜く/ガスの元栓を閉める/ブレーカーを切る等のハザード (危害の源) の遮断、あるいは、器具の周囲から可燃物・水気を遠ざける/器具を固定する等のハザードからの隔離、という製品の設置・使用上の注意によりリスク低減を図る内容となっています。

一方、消費者の行動によるリスクの低減は、製品の本質安全設計や安全防護によるリスク低減が十分に行われていることが前提となります。火災の原因となった電熱器具や燃焼機器については、これまでも事業者の努力により自動消火装置 (転倒オフ装置) 等の採用により事故防止を実現していますが、紹介されている事故事例では、

- ・製品の周囲に落下した物品により、安全装置が作動しない条件が出来上がってしまい事故が発生した (地震の揺れで周囲に落下した可燃物が電気ストーブ本体を固定してしまい、ストーブは転倒せず安全装置が作動しなかったため発火した)
- ・製品の安全装置は正常に作動したにもかかわらず、他の要因により効果が発揮されなかった (電気ストーブが地震で転倒した箆箆に押し潰されたため、転倒オフ装置が作動・消火したが、箆箆に収納されていた衣類がストーブの余熱で着火した)
- ・作動すべきでないときに、他の要因で作動した (転倒したラックの物品がガスコンロの点火スイッチに触れてコンロが点火し、周囲の可燃物に着火した)

等の複合的な要因により火災が発生した例が見られます。また、地震により一時的に止まっていた電気やガスの供給の再開により、家電製品や燃焼器具が火元となる火災の発生も良

く知られているところです。

事業者においては、震災発生時における各種事故事例をもとに、地震発生に伴う製品事故のリスク低減に向けて以下のような取組を行うことが望まれます。

- ・震災以前に想定していた使用環境・方法に基づいて実施したリスクアセスメントとその結果により採用したリスク低減策が、震災後に明らかになった事故発生状況においても有効か否かを再評価して、必要に応じて更なるリスク低減を行う。
- ・製品単体に加え、周囲の環境（例えば住居全体）を一つのパッケージと見做し、自社製品に影響を及ぼす周囲の製品・物品・設備まで対象を拡大してリスクアセスメントを行い、しかるべき対策を講じるとともに、自社のみではリスク低減が困難な場合には、安全方策を他事業者との共同で開発すること等も視野に入れる。

農林水産省が「2015 年 春の農作業安全確認運動」を実施

(2015 年 2 月 19 日 農林水産省ホームページ)

農林水産省は 2 月 19 日、3 月から 5 月までの期間を農作業安全対策の重点期間に設定し、「2015 年 春の農作業安全確認運動」を実施することを発表した。毎年約 400 件発生している農作業死亡事故を減少させることが目的。

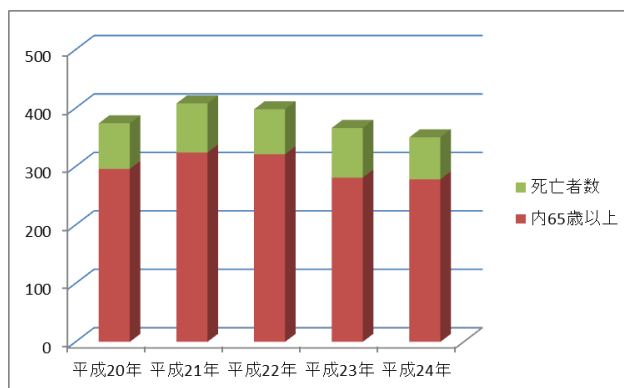
本農作業安全確認運動では、「多様な視点を取り入れた具体的な農作業事故対策の推進」を重点推進テーマに設定し、事故の発生率を下げるため以下を行う。

- リスクアセスメント手法の農業現場への浸透策の検討
- 効果的な啓発資材の開発
- ファッションナブルで機能性の高い農作業ウェアの利用推進など、新たな方法による農作業事故対策の検討

ここがポイント

農林水産省が発表した「平成 24 年に発生した農作業死亡事故の概要」のデータによれば、農作業において毎年 400 件弱の死亡事故が発生し、その多くは 65 歳以上の高齢者です。このうち、73.1%が「農業機械作業に係る事故」となっており、高齢者の農業機械作業に係る死亡事故が多いことがうかがえます。

＜農作業従事者の死亡事故件数推移＞



出典：

農林水産省「平成 24 年に発生した農作業死亡事故の概要」のデータを基にインターリスク総研が作成

この高齢者の農業機械作業に係る事故の要因としては、視覚・聴覚などの感覚低下、平衡感覚の低下、経験上からの慣行、体力・集中力の低下、俊敏性の低下といった身体的側面の

能力の低下が考えられます。見間違いや思い違いが発生し、判断ミスを犯したり、気が付いてもすぐに回避行動につながらないといった事故の発生が考えられます。

一方で、昨今の農作物の種類の多様化や作付面積の増大、作業効率性の向上等の観点から農業機械も多様化・大型化傾向にあり、従来の機械とは操作性や視認性などが異なり、上記の身体能力の低下とあいまって事故が発生していることも考えられます。

さらに、今後、農地整理や農業人口減少が進み、一人当たりの耕地面積が拡大し、大型の農業機械を使用した作業が多くなる等、農作業環境の変化に鑑みると、高齢者が農業機械に接する時間が長くなることは容易に想定することができ、それに伴い、事故発生確率も高くなると考えられます。

農業機械の製造事業者や輸入販売事業者としては、これらの要因を踏まえ、安全対策を行うことが必要になります。

その際、上記の要因と関連する事故情報やヒヤリハット情報について、農林水産省、農業・食品産業技術総合研究機構「農作業安全情報センター」等の公開情報のほか、自社の販売店、農協などからも個別に情報収集することが望まれます。

収集した情報の中から、「使用者の能力やヒューマンエラー」、「機械の操作簡易性」、「警告ラベルの判りやすさ（読みやすさ）」などの視点から、様々な事故に至るリスクシナリオを抽出し、その危険性評価や必要な安全対策を検討・実施していくことが求められます。

また、製品側での安全性の向上のみならず、農業機械を使用する農業従事者に対して安全な使用方法等について事業者が定期的に教育を行っていくことも望まれます。

厚生労働省が「カンタキサンチン」を新規に食品添加物として指定

(2015 年 2 月 20 日 厚生労働省ホームページ)

厚生労働省は、2 月 20 日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 23 号）を公布^{※1}し、指定添加物リスト（規則別表第 1）にカンタキサンチンを新規に追加した^{※2}。

なお、カンタキサンチンの使用基準^{※3}は以下の通り。

- ①使用できる食品：魚肉ねり製品（かまぼこに限る）
- ②使用量等の最大限：0.035g／1kg（魚肉ねり製品 1kg 当たり 0.035 g まで使用可）
- ③使用制限：はんぺん、さつま揚げ、ツナハム、魚肉ソーセージ及びこれらの類似品は除く

※1：公表 URL：

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000075344.pdf>

※2：指定添加物リスト（規則別表第 1）

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/a11c0985ea3cb14b492567ec002041df/407593771b8750e94925690d0004c83e?OpenDocument>

※3：各添加物の使用基準及び保存基準

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/a11c0985ea3cb14b492567ec002041df/980837ba5d9b0d28492575d6000785e6?OpenDocument>

ここがポイント

カンタキサンチンは、赤色を呈する着色料で、日本では 2002 年に飼料添加物として指定を受けていましたが、食品への添加は認められていませんでした。一方で、米国や諸外国でも食品添加物としての使用実績があることから、内閣府食品安全委員会での食品健康影響評価

及び、薬事・食品衛生審議会での審議を経て、今回の省令の改正となりました。

食品添加物は国内外で規制が異なり、海外で使用実績があっても日本ではまだ使用が認められていないものがあります。さらに、本添加物のように添加できる対象食品が限られ、かつ使用量を規制されたものもあります。

昨今、これらの規制に違反し、日本で使用が認められていない食品添加物が混入した輸入食品等の回収や使用基準の逸脱により回収に至るケースが散見されます。

食品関連事業者においては、食品添加物の取扱いに関するルールや手順の確立が重要となります。

食品添加物の取扱いに関する留意点として、自社商品の原材料等に含まれる食品添加物の洗い出しと使用可否等の照合をしたうえで、商品仕様書を作成し、商品仕様書通りに製造され、使用した添加物が正しく商品パッケージに表示されることが重要となります。

以下にこれらの留意点に対する取組ポイントの一例を示します。

留意点	取組ポイント例
食品添加物の洗い出しと使用可否等の照合	➤ 使用する原材料等の商品仕様書の取付け ➤ 原材料等に含まれる添加物の洗い出し ➤ 厚生労働省策定の添加物のリスト等※4 による添加物の使用可否、使用基準有無の確認
自社商品の商品仕様書の作成	➤ 商品仕様書への使用基準の記載（使用基準ありの場合） ・ 添加できる対象食品 ・ 対象食品の単位当たりの使用量（添加量） ➤ 添加物の使用量の多い順に添加物名を列挙（商品パッケージの一括表示欄には添加物の使用量の多い順に記載する必要あり）
食品の製造	➤ 食品添加物の取扱いに関するマニュアル等の作成（添加物の計量、希釈、攪拌、保管方法等） ➤ 添加物の使用記録および記録保管（添加した食品の期限表示（賞味期限等）の 1.5 倍程度の期間） ➤ 製造ラインの確認（添加物の管理方法、他ラインからの添加物の移行有無、洗浄不良による添加物の残存有無の確認等）
商品パッケージへの表示	➤ 商品仕様書に記載された食品添加物名と商品パッケージの一括表示欄に記載された添加物名の確実な照合

※4 添加物のリスト等：食品添加物としては指定添加物のほか、既存添加物、天然香料、一般飲食物添加物がある。詳細は下記 URL の「添加物のリスト等」の項目を参照。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuten/index.html

海外の PL 関連情報

欧州委員会が RAPEX の 2014 年度の活動結果を公表

欧州委員会（EC）は、本年 3 月 23 日、危険製品緊急警告システム（RAPEX: Rapid Alert System for non-food dangerous products）に関し、前年度（2014 年度）中の活動結果についてリリース

を行った。

この中で、欧州連合（EU）域内で流通する消費者用製品に関し、消費者への危険性があるとして加盟各国からの通知（Notifications）があった件数が増加するとともに、リコール等の措置（Reactions）がなされた件数も前年に引き続き大幅に増加していることが明らかになった。

※Keeping consumers safe: nearly 2500 dangerous products withdrawn from the EU market in 2014

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-4627_en.htm

ここがポイント

RAPEX は、EU 域内で流通する消費者用製品（食品・飼料、医薬品・医療機器を除く）を対象とした危険製品に関する情報共有システムであり、RAPEX 参加各国の市場において消費者に危害を及ぼす製品が判明した場合、速やかに EC に通知（Notifications）がなされ、EC での確認の後、参加各国の当局に連絡され、その後のリコール等の具体的な対応（Reactions）についても RAPEX を通じて再び情報共有される仕組みです。

RAPEX には、EU の全加盟国のほか、EFTA 加盟国のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの計 31 か国が参加しています。

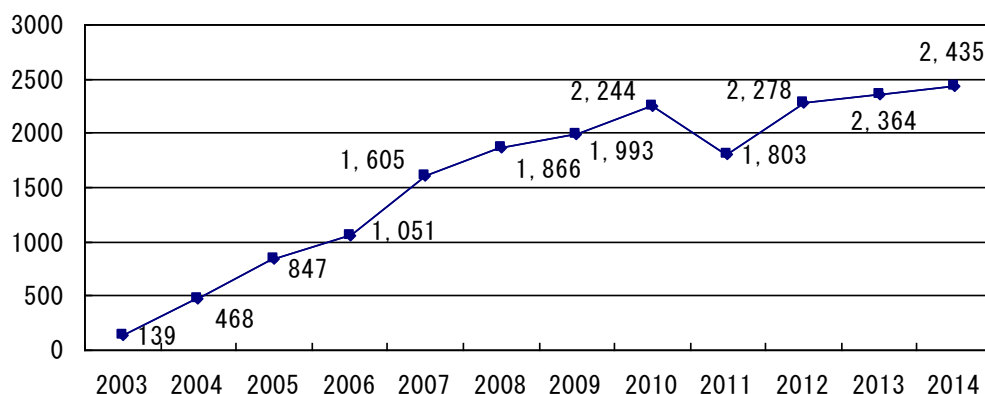
今回のリリース及び WEB 上で公表された関連データ※から判明したポイントは以下の通りです。

※2014 Rapid Alert System data

http://ec.europa.eu/consumers/consumers_safety/safety_products/rapex/reports/index_en.htm

- ① 危険製品についての加盟各国からの通知件数は 2,435 件となり、前年の 2,364 件から 3.0%増加した。（通知件数の過去の推移は下記のグラフを参照）
- ② 製品別では玩具が 27%（25%※）を占め最大で、次に衣類 22%（25%）、電気製品 9%（9%）、自動車 8%（7%）、育児・子供用製品 3%（3%）が多くなっており、上位の顔ぶれでは玩具と衣類が入れ替わるとともに、育児・子供用製品が化粧品にかわりランクインしている。※（ ）内は前年数値
- ③ リスクの種類としては、傷害（26%）、化学物質（25%）、窒息（12%）の順で、前年と順位は変わらないが、化学物質の増加（前年：20%）が目立つ。これについて、EC はリリースの中で、靴・皮革製品における六価クロム、育児・子供用製品における環境ホルモン物質、アクセサリにおける重金属などの違反があった点を指摘している。
- ④ 危険製品の製造国は、例年と同様に中国（香港を含む）が圧倒的に多く 64%（1,501 件）に達し、前年の 62%より比率が上昇している。RAPEX-CHINA システム（EC と中国当局との間で危険製品及び製造企業への指導状況等の情報を四半期ごとに交換するシステム）を通じ、中国当局による国内企業への指導等の水際対策を引き続き求めていくとしている。
- ⑤ 日本製品に関する報告は 31 件で全体の 1.3%であり、前年の 34 件（全体の 1.4%）からやや減少している。
- ⑥ 通知件数が最も多かった国はハンガリー（11%）で、ドイツ（11%）、スペイン（11%）、フランス（7%）、キプロス（6%）と続き、昨年のブルガリア、英国に変わりフランス、キプロスがランクインし、一部順位変動が見られる。

参加各国から EC への危険製品に係る通知（Notifications）の件数推移



報告件数が着実に増加していることは、各国が RAPEX システムへの理解を高め、報告に関するガイドラインが各国に浸透してきていることを示していると考えられます。

また、危険製品の通知後に各国における危険製品の発見やリコール等の具体的な対応（Reactions）がなされた件数が、昨年度に続き大幅な増加を示していることが注目されます（2012 年度：1,700 件、2013 年度：2,147 件、2014 年度：2,755 件）。

RAPEX システムが加盟各国へ浸透し、自国における報告対象製品のリコール促進など、製品安全行政に積極的に活用されるようになってきていることがうかがえます。

EC が 3 年以内に消費者向けレーザー製品の安全基準を策定する旨を公表

欧州委員会（EC）は、2 月 5 日、消費者向けレーザー製品について、技術的安全基準（technical safety standards、以下「安全基準」）を策定するよう、関係団体に要請した旨をリリース^{※1}した。

リリースによれば、安全基準は、電気・電子技術分野の欧州規格（EN）の制定を担当している欧州電気標準化委員会（CENELEC）により 3 年以内に策定されるとし、2014 年 2 月に EC により公表された「消費者向けレーザー製品の安全要求事項に関する委員会決定（以下「委員会決定」^{※2}）がその基本になるとしている。

※1：Commission eyes safer laser products for EU consumers

http://ec.europa.eu/justice/newsroom/consumer-marketing/news/150204_en.htm

※2：Commission Decision on the safety requirements for consumer laser products

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014D0059&from=EN>

ここがポイント

今回の公表の背景には、リリースにもあるように、レーザーポインター（又はレーザーペン）が幅広く普及し、子供にとっても魅力的であり、中には相当に強力で、誤ってレーザー光にさらされた場合に、視力に重大な障害を与えるリスクのある製品もめずらしくないという事情があります。

今後策定される安全基準のベースとなる「委員会決定」においても、特に子供に魅力のある製品については、故意に暴露した場合の危害への対応を含め以下のように規定されており、消費者向けレーザー製品の安全性に関する EC の問題意識は高いといえます。

「子供が興味を持つ消費者向けレーザー製品は、光学器具による故意の長時間の曝露を含

む使用条件下で生じるおそれのあるレーザー放射への曝露の際に、目または皮膚の損傷を引き起こさないこと。」(原文:「委員会決定」Article2(1))

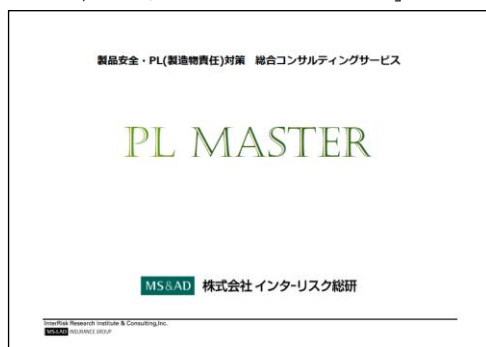
一方、「委員会決定」にもあるように、現行のレーザー製品に関する欧州規格(EN60825-1:2007)では、各レーザー製品の危険度に応じたクラス分けや警告ラベルの添付等が規定されています。しかし、ECは、これだけでは消費者向けレーザー製品における安全性の確保や事故の防止には不十分とみており、それが今回の安全基準策定を急ぐ背景にあるといえます。

レーザーはさまざまな消費者向け製品で活用されており、今後も普及拡大が想定されます。事業者においては、今後、ECがどのように安全基準を具体化していくのか引き続き注視しつつ、製品の開発や安全対策を進める必要があると考えられます。

インターリスク総研の製品安全・PL関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック(実務編)」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業のPL対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/©株式会社インターリスク総研 2015